

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前																																
<p>（市町が処理する事務の範囲等）</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が処理することとする。</p>	<p>（市町が処理する事務の範囲等）</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が処理することとする。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="168 531 732 579">事務</th> <th data-bbox="732 531 1043 579">市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="168 579 732 627">一～十七の二（略）</td> <td data-bbox="732 579 1043 627">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 627 732 858"> 十七の三 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(31)（略） </td> <td data-bbox="732 627 1043 858"> 三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 858 732 954"> (32) 法第十八条の二十三第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受付 </td> <td data-bbox="732 858 1043 954"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 954 732 1082"> (33) 法第十八条の二十四第一項の規定による水銀排出施設となったことの届出の受付 </td> <td data-bbox="732 954 1043 1082"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1082 732 1225"> (34) 法第十八条の二十五第一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受付 </td> <td data-bbox="732 1082 1043 1225"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1225 732 1401"> (35) 法第十八条の二十六の規定による水銀排出施設の構造及び使用方法並びに水銀等の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令 </td> <td data-bbox="732 1225 1043 1401"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1401 732 1442"> (36) 法第十八条の二十九第一項の規定に </td> <td data-bbox="732 1401 1043 1442"></td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町	一～十七の二（略）	（略）	十七の三 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(31)（略）	三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町	(32) 法第十八条の二十三第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受付		(33) 法第十八条の二十四第一項の規定による水銀排出施設となったことの届出の受付		(34) 法第十八条の二十五第一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受付		(35) 法第十八条の二十六の規定による水銀排出施設の構造及び使用方法並びに水銀等の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令		(36) 法第十八条の二十九第一項の規定に		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 531 1731 579">事務</th> <th data-bbox="1731 531 2042 579">市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 579 1731 627">一～十七の二（略）</td> <td data-bbox="1731 579 2042 627">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 627 1731 858"> 十七の三 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(31)（略） </td> <td data-bbox="1731 627 2042 858"> 三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 858 1731 954"> (新設) </td> <td data-bbox="1731 858 2042 954"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 954 1731 1082"> (新設) </td> <td data-bbox="1731 954 2042 1082"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1082 1731 1225"> (新設) </td> <td data-bbox="1731 1082 2042 1225"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1225 1731 1401"> (新設) </td> <td data-bbox="1731 1225 2042 1401"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1401 1731 1442"> (新設) </td> <td data-bbox="1731 1401 2042 1442"></td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町	一～十七の二（略）	（略）	十七の三 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(31)（略）	三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町	(新設)		(新設)		(新設)		(新設)		(新設)	
事務	市町																																
一～十七の二（略）	（略）																																
十七の三 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(31)（略）	三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町																																
(32) 法第十八条の二十三第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受付																																	
(33) 法第十八条の二十四第一項の規定による水銀排出施設となったことの届出の受付																																	
(34) 法第十八条の二十五第一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受付																																	
(35) 法第十八条の二十六の規定による水銀排出施設の構造及び使用方法並びに水銀等の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令																																	
(36) 法第十八条の二十九第一項の規定に																																	
事務	市町																																
一～十七の二（略）	（略）																																
十七の三 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(31)（略）	三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町																																
(新設)																																	
(新設)																																	
(新設)																																	
(新設)																																	
(新設)																																	

よる水銀排出施設の構造及び使用方法並びに水銀等の処理方法の改善の勧告並びに施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置の勧告

(37) 法第十八条の二十九第二項の規定による措置命令

(38) 法第十八条の三十一第一項において準用する法第十条第二項の規定による水銀排出施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮

(39) 法第十八条の三十一第二項において準用する法第十一条の規定による水銀排出施設の届出者の氏名の変更等の届出の受付

(40) 法第十八条の三十一第二項において準用する法第十二条第三項の規定による水銀排出施設の届出者の地位の承継の届出の受付

(41) 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第二十三条第二項の規定による権限の行使に係るものを除く。）

(42) 法第二十七条第二項の規定による電気事業法等の規定による申請又は届出のあつたことの通知の受付

(43) 法第二十七条第三項の規定による電気事業法等の規定による措置の要請

(44) 法第二十七条第四項の規定による電

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(32) 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第二十三条第二項の規定による権限の行使に係るものを除く。）

(33) 法第二十七条第二項の規定による電気事業法等の規定による申請又は届出のあつたことの通知の受付

(34) 法第二十七条第三項の規定による電気事業法等の規定による措置の要請

(35) 法第二十七条第四項の規定による電

<p>気事業法等の規定による措置の内容の通知の受付</p> <p>(45) 法第二十七条第五項の規定によるばい煙発生施設の改善命令等をしようとするときの協議</p> <p>(46) 法第二十八条第二項の規定による協力の要請及び意見の陳述</p>	
<p>十八〜二十 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二十の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下この号において「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下この号において「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下この号において「省令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(1)〜(4) (略)</p> <p>(42) 法第十九条の十一の規定による措置命令</p> <p>(43) 法第十九条の十二第一項の規定による一般廃棄物の最終処分場に係る台帳の調製及び保管</p> <p>(44) 法第十九条の十二第三項の規定による一般廃棄物の最終処分場に係る台帳等</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町(坂町及び安芸太田町については、(4)に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る。)</p>

<p>気事業法等の規定による措置の内容の通知の受付</p> <p>(35) 法第二十七条第五項の規定によるばい煙発生施設の改善命令等をしようとするときの協議</p> <p>(36) 法第二十八条第二項の規定による協力の要請及び意見の陳述</p>	
<p>十八〜二十 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二十の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下この号において「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下この号において「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下この号において「省令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(1)〜(4) (略)</p> <p>(42) 法第十九条の十一の規定による措置命令</p> <p>(43) 法第十九条の十一第一項の規定による一般廃棄物の最終処分場に係る台帳の調製及び保管</p> <p>(44) 法第十九条の十一第三項の規定による一般廃棄物の最終処分場に係る台帳等</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町(坂町及び安芸太田町については、(4)に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る。)</p>

の 閱 覧 (45) ～ (51) (略)	
二十の三 ～ 三十四 (略)	(略)
<p>三十五 本表中の権限のうち、次に掲げるものに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与</p> <p>第二号（9）、（10）、（17）、（24）及び（25）、第三号（11）、（18）、（19）、（22）及び（26）、第三号の二（1）及び（7）、第三号の三（4）、第四号の二（6）及び（7）、第四号の三（5）から（7）まで、第四号の四（5）、第四号の五（7）及び（8）、第四号の六（7）、第五号（7）、第六号（3）、第七号（11）、（12）、（14）、（15）、（48）、（51）、（53）、（54）及び（60）、第八号の三（80）、第八号の四（4）及び（9）、第八号の六（9）、第八号の七（8）、（9）、（12）及び（13）、第九号の二（2）、（3）、（8）、（15）、（23）、（26）、（29）、（36）、（49）、（50）、（59）、（63）及び（70）、第九号の三（2）、第九号の四（6）、（8）及び（9）、第九号の五（7）、（9）、（11）、（13）及び（14）、第九号の五の二（3）、（5）及び（14）から（17）まで、第九号の六（10）から（13）まで、第九号の六の二（22）、（24）、（26）及び（32）から（34）まで、第十号（3）、（6）、（7）、（11）、（15）、（26）、（32）、（34）、（38）、（39）（勧告を除</p>	<p>市町（当該市町が行う処分に係るものに限る。）</p>

の 閱 覧 (45) ～ (51) 略	
二十の三 ～ 三十四 (略)	(略)
<p>三十五 本表中の権限のうち、次に掲げるものに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与</p> <p>第二号（9）、（10）、（17）、（24）及び（25）、第三号（11）、（18）、（19）、（22）及び（26）、第三号の二（1）及び（7）、第三号の三（4）、第四号の二（6）及び（7）、第四号の三（5）から（7）まで、第四号の四（5）、第四号の五（7）及び（8）、第四号の六（7）、第五号（7）、第六号（3）、第七号（11）、（12）、（14）、（15）、（48）、（51）、（53）、（54）及び（60）、第八号の三（80）、第八号の四（4）及び（9）、第八号の六（9）、第八号の七（8）、（9）、（12）及び（13）、第九号の二（2）、（3）、（8）、（15）、（23）、（26）、（29）、（36）、（49）、（50）、（59）、（63）及び（70）、第九号の三（2）、第九号の四（6）、（8）及び（9）、第九号の五（7）、（9）、（11）、（13）及び（14）、第九号の五の二（3）、（5）及び（14）から（17）まで、第九号の六（10）から（13）まで、第九号の六の二（22）、（24）、（26）及び（32）から（34）まで、第十号（3）、（6）、（7）、（11）、（15）、（26）、（32）、（34）、（38）、（39）（勧告を除</p>	<p>市町（当該市町が行う処分に係るものに限る。）</p>

く。)´ (40)´ (44)´ (48)及び(49)´ 第十一号の二(4)´ 第十一号の四(15)´ 第十一号の四の二(32)から(36)まで´ 第十一号の五(8)´ 第十二号(4)´ 第十二号の二(38)´ (39)´ (45)´ (46)´ (50)´ (51)´ (54)´ (57)及び(58)´ 第十四号(6)´ 第十四号の二(9)´ 第十四号の二の二(1)及び(7)´ 第十四号の三(9)´ 第十五号(4)´ 第十五号の二(6)´ (7)及び(9)´ 第十六号(10)から(15)まで´ 第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)´ 第十六号の三(14)´ (15)´ (17)及び(23)´ 第十七号の二(5)´ (7)´ (9)及び(15)´ 第十七号の三(4)´ (8)´ (10)´ (14)´ (15)´ (22)´ (26)´ (27)´ (30)´ (31)´ (35)及び(37)´ 第十八号(28)´ 第十九号の二(2)´ (3)´ (49)´ (50)´ (53)´ (66)´ (67)´ (68)´ (72)´ (73)´ (76)´ (79)´ (80)´ (87)及び(88)´ 第十九号の四(11)´ 第二十号(5)及び(7)´ 第二十号の二(13)´ (14)´ (18)´ (20)´ (23)´ (25)´ (39)´ (42)及び(46)´ 第二十一号(11)´ (12)´ (18)´ (25)´ (28)´ (29)´ (34)及び(35)´ 第二十号の三(8)から(10)まで´ (14)から(17)まで及び(23)から(26)まで´ 第二十号の四(3)´ 第二十一号の二の二(1)及び(2)´ 第二十一号の四(7)´ (11)及び(14)´ 第二十二号の二(15)´ (18)´ (28)´ (31)´ (42)´ (45)´ (59)´ (60)´ (63)´ (66)´ (77)´ (80)´

く。)´ (40)´ (44)´ (48)及び(49)´ 第十一号の二(4)´ 第十一号の四(15)´ 第十一号の四の二(32)から(36)まで´ 第十一号の五(8)´ 第十二号(4)´ 第十二号の二(38)´ (39)´ (45)´ (46)´ (50)´ (51)´ (54)´ (57)及び(58)´ 第十四号(6)´ 第十四号の二(9)´ 第十四号の二の二(1)及び(7)´ 第十四号の三(9)´ 第十五号(4)´ 第十五号の二(6)´ (7)及び(9)´ 第十六号(10)から(15)まで´ 第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)´ 第十六号の三(14)´ (15)´ (17)及び(23)´ 第十七号の二(5)´ (7)´ (9)及び(15)´ 第十七号の三(4)´ (8)´ (10)´ (14)´ (15)´ (22)´ (26)´ (27)´ (30)´ (31)´ 第十八号(28)´ 第十九号の二(2)´ (3)´ (49)´ (50)´ (53)´ (66)´ (67)´ (68)´ (72)´ (73)´ (76)´ (79)´ (80)´ (87)及び(88)´ 第十九号の四(11)´ 第二十号(5)及び(7)´ 第二十号の二(13)´ (14)´ (18)´ (20)´ (23)´ (25)´ (39)´ (42)及び(46)´ 第二十一号(11)´ (12)´ (18)´ (25)´ (28)´ (29)´ (34)及び(35)´ 第二十号の三(8)から(10)まで´ (14)から(17)まで及び(23)から(26)まで´ 第二十号の四(3)´ 第二十一号の二の二(1)及び(2)´ 第二十一号の四(7)´ (11)及び(14)´ 第二十二号の二(15)´ (18)´ (28)´ (31)´ (42)´ (45)´ (59)´ (60)´ (63)´ (66)´ (77)´ (80)´

(85)、(94)、(97)及び(100)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の二の二(6)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)(32) 法第十八条の二十三第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受付	
---	--

(市町を経由することにより処理する事務の範囲等)

第三条 知事の行う許可、認可、承認等の事務で次の表の上欄に掲げるものに関し知事に提出される書類の受付に関する事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が処理することとする。

事務	市町
一〜四 (略)	(略)
(建築基準法関係) 五 建築基準法(以下この号において「法」という。)、建築基準法施行令(以下この号において「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下この号において「省令」という。)、広島県建築基準法施行条例(以下この号において「条例」という。)並びに法、政令、省令及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第五十七条の五第三項、法第七十六条の三第六項、法第八十七条第一項から第三項まで、法第八十七条の二、法第八十八条	竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町(三次市については(2)、(4)及び(5)に掲げる事務(政令第四百四十八条第一項に規定するものに限る。)、(7)及び(8)に掲げる事務(政令第四百四十八条第二項第

(85)、(94)、(97)及び(100)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の二の二(6)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)(32) 法第十八条の二十三第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受付	
---	--

(市町を経由することにより処理する事務の範囲等)

第三条 知事の行う許可、認可、承認等の事務で次の表の上欄に掲げるものに関し知事に提出される書類の受付に関する事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が処理することとする。

事務	市町
一〜四 (略)	(略)
(建築基準法関係) 五 建築基準法(以下この号において「法」という。)、建築基準法施行令(以下この号において「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下この号において「省令」という。)、広島県建築基準法施行条例(以下この号において「条例」という。)並びに法、政令、省令及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第五十七条の五第三項、法第七十六条の三第六項、法第八十七条第一項から第三項まで、法第八十七条の二、法第八十八条	市町

<p>第一項及び第二項、条例第十四条第一項並びに条例第十五条第一項において準用する場合を含む。)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 法第四十八条第一項から第十四項までのただし書及び法第五十一条ただし書の規定による用途地域等に関する許可</p> <p>(9)～(18) (略)</p>	<p>一号及び第三号に掲げるもの並びに条例に基づくもののうち同条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。)、16及び17に掲げる事務(政令第百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。))並びに18に掲げる事務(政令第百四十八条第一項に規定するもの、同条第二項第一号及び第三号に掲げるもの並びに条例に基づくもののうち同条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。))を除く。)</p>
<p>六十八の二 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(大気汚染防止法関係)</p> <p>十八の三 大気汚染防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条(第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項において準用する場合を含む。)、第十二条第三項(第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項にお</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>

<p>第一項及び第二項、条例第十四条第一項並びに条例第十五条第一項において準用する場合を含む。)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 法第四十八条第一項から第十三項までのただし書及び法第五十一条ただし書の規定による用途地域等に関する許可</p> <p>(9)～(18) (略)</p>	<p>第一項及び第二項、条例第十四条第一項並びに条例第十五条第一項において準用する場合を含む。)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 法第四十八条第一項から第十三項までのただし書及び法第五十一条ただし書の規定による用途地域等に関する許可</p> <p>(9)～(18) (略)</p>
<p>六十八の二 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(大気汚染防止法関係)</p> <p>十八の三 大気汚染防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第六条第二項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条(第十七条の十三第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)、第十二条第三項(第十七条の十三第二項及び第十八条の十三第二項にお</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>

<p>て準用する場合を含む。)、第十七条の五第一項、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十八条第二項及び第三項、第十八条の二第二項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項、第十八条の二十三第二項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項の規定による届出の受付</p> <p>(2) 法第十条第二項(第十七条の十三第一項、第十八条の十三第一項及び第十八条の三十一第一項において準用する場合を含む。)の規定による実施の制限期間の短縮</p> <p>(3) 略</p>	
<p>十九〜三十 (略)</p>	

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の表の第二十号の二の改正規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第六十一号)附則第一条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

<p>て準用する場合を含む。)、第十七条の五第一項、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十八条第二項及び第三項、第十八条の二第二項、第十八条の六第一項及び第三項並びに第十八条の七第一項</p> <p>_____の規定による届出の受付</p> <p>(2) 法第十条第二項(第十七条の十三第一項及び第十八条の十三第一項_____において準用する場合を含む。)の規定による実施の制限期間の短縮</p> <p>(3) 略</p>	
<p>十九〜三十 (略)</p>	